

## 言語社会研究科 博士審査要旨

論文提出者 新川 信洋

論文題目 カントの平和構想——『永遠平和のために』の構造的理解を中心に——

論文審査委員 岩佐 茂教授、平子 友長教授、藤野 寛教授

### 1 本論文の構成

本論文は、カントの『永遠平和のために』をかれの思想体系の枠組みのなかにすえて、その体系的・構造的理解を目指したものである。

本論文の構成は、以下の通りである。

序章

第一節 カント平和論の研究状況

第二節 本論文の意義

第三節 各章概要

第四節 『永遠平和のために』の概観

第一章 「予備条項」の有機的連関——ア・プリオリな平和構想——

第一節 ア・プリオリな命題としての「予備条項」

第二節 記述の連続性

第三節 「予備条項」のストーリー構造

第四節 「予備条項」から「確定条項」へ

第二章 確定条項のアナロジー構造——『永遠平和のために』における「大陸」の位置——

第一節 『永遠平和のために』の矛盾

第二節 国内類推論と「確定条項」

第三節 ヨーロッパ公法としての「国際法」と大陸間交渉にかかわる「世界市民法」

第四節 多元的ネットワーク構想へ

第三章 交流と自製の論理——<通商精神>と「第三確定条項」の相互補完性——

第一節 課題設定

第二節 「補説」における通商精神についての記述

第三節 通商精神と第三確定条項

第四節 カント平和論における交流概念の深化

第五節 グローバリゼーションの進展と第三確定条項

第四章 道徳への「導きの糸」としての《自然=摂理》——「自然神学」を再評価する——

第一節 課題設定

第二節 「補説」における「自然」の意義

第三節 『純粹理性批判』と自然神学

第四節 『判断力批判』における目的論的な自然像

第五節 『判断力批判』と自然神学

第六節 「信」の領域

第七節 永遠平和を保証する《自然＝摂理》の意義

第五章「永遠平和論論評」と知識学——「確実性」をめぐるカントとフィヒテ——

第一節 はじめに

第二節 永遠平和論をめぐる同時代人としてのカントとフィヒテ

第三節 「永遠平和論論評」における総括的評価

第四節 「永遠平和論論評」の構成

第五節 カント批判哲学とフィヒテ知識学における「確実性」の問題

第六節 「永遠平和論論評」にみるフィヒテの核心的見解

終章

参考文献一覧

## 2 本論文の概要

序章では、「9・11事件」後の世界情勢なども背景にして、カントの平和論が注目され、「カント研究の中心軸の一つ」になった感がある今日のカント平和論の研究状況を紹介しながら、それらの研究の多くが、今日的視角からカントの平和論のうちから必要な論点を取り上げる個別的研究に留まっており、カントの諸著作を踏まえて『永遠平和のために』を主題化した研究が少ないことを指摘する。それにたいして、著者は、自らの研究が、カントの諸著作を踏まえながら、テキストに内在し、テキスト内部の有機的連関に注目して、『永遠平和のために』を読み解こうとしたものであると主張する。

第一章『予備条項』の有機的連関——ア・プリオリな平和構想——は、予備条項における六つの条項間の連関を分析することにより、カントが「一哲学的構想」として、普遍的に妥当するア・プリオリな平和論を構築しようとしたことを考察している。著者は、カントが『永遠平和のために』の直後に書かれた『人倫の形而上学』で、永遠平和の実現が「政治的最高善」であると規定したことに準拠しながら、『永遠平和のために』においても、永遠平和の概念から出発して、その実現のための方法を体系的に展開したものであるとみなし、そのために、予備条項を個々切り離して論じるのではなく、各予備条項間の連関を問う必要性があることを主張する。予備条項の説明部分には、予備条項とは関わらない不自然な記述もあるが、著者は、それを次の予備条項への「接合点」とみなし、カントは、そのことによって予備条項の体系的・統一的連関を示そうとしたとみなすとともに、カントがそうしたのは、予備条項が「平和条約」の締結後に守られるべき平和への条件を遺漏なく記述することによって、戦争に向かう諸原因を取り除くためであった、と主張するのである。

第二章「確定条項のアナロジー的構造——『永遠平和のために』における『大陸』の位置——」は、「国際法は、自由な諸国家の連合制度に基礎を置くべきである」という第二確定条項における「国際法」の段階が「欧州連合」のレベルでとらえられるべきことを主張しようとしたものである。カントは、「各国家における市民体制は、共和的でなければならない」という第一確定条

項で、各国家の市民的体制を共和的にすることを求め、第二確定条項で、国家法の理念を諸国家間に拡張して、諸国家の連合制度に基礎を置くべきことを主張した。「国際法」をめぐる第二確定条項は、「国家法」にかかわる第一確定条項の議論を国家間の関係に類比的に拡大適用することで成立するという一般にみられる解釈にしたがえば、第二確定条項の適用範囲は、「世界市民法」にかかわる第三確定条項（「世界市民法は、普遍的な友好をもたらす諸条件に制限されなければならない」と重なりあってしまうことになる。著者は、第二確定条項の直接的な視野が「大陸内」とであるとみなすとともに、第三確定条項が大陸間交渉を問題にしていることをテキストから析出し、第二確定条項と第三確定条項の適用範囲を線引きするのである。

第三章「交流と自製の論理——〈通商精神〉と『第三確定条項』の相互補完性——」は、「補説」で取り上げられている「通商精神」を第三確定条項との連関のもとで考察したものである。「補説」では、通商精神は、「互いの利己心を通じて諸民族を結合する」こと、「戦争とは両立できない」と規定されているが、多く記述されていないこともあり、従来は、『永遠平和のために』の研究においては、「交流 (Verkehr)」概念とともに、ほとんど注目されてこなかった概念である。通商精神は、世界市民として、外部にたいする交流や訪問権と結びついている。ヨーロッパ列強による非ヨーロッパ地域への訪問が征服を意味していたことを、カントが指摘していることは重要である。著者は、そのことに言及しながら、カントが征服につながる行為を自制すべきであると考えていたことを析出しようとする。そのために、著者は、通商精神や交流にかんする他の著作におけるカントの主張も吟味しながら、「補説」と確定条項の平行関係に注目して、「世界市民法は、普遍的な友好をもたらす諸条件に制限されなければならない」という第三確定条項の「制限」は、利己的な利害追求が暴走することを道徳的に抑える自製の論理であるとみなすのである。

第四章「道徳への『導きの糸』としての《自然=摂理》——『自然神学』を再評価する——」は、「補説」で「偉大な芸術家たる自然」が永遠平和の到来を保証すると論じられていることを取り上げて、その問題をカント哲学との体系的連関のなかで考察している。著者は、永遠平和を保証する自然が経験可能な領域としての自然であることをまず確認したうえで、平和の到来を保証する自然が摂理とも呼ばれていることに注目して、カントの他の著作を渉猟しながら、神的な摂理が永遠平和の到来を保証することの意味を問うている。著者によれば、神的な摂理は自然神学の問題とかかわっている。カントにおいては、理論的には自然神学は否定されているとしても、『純粹理性批判』では自然神学は好意的に取り扱われている記述もあり、臆見と知識の間にある理論的信とみなされていること、『判断力批判』では自然神学にたいする好意的発言は減少するが、それでも道徳神学を導く道徳的信とみなされていることが指摘されている。「世界創造者」としての神は否定されるが、「世界建設者」としての神はかならずしも否定されていない。カントが神的な摂理によって永遠平和を保証するのは、永遠平和が道徳的な義務であるということを導くための論理にほかならないというのが、著者の主張である。

第五章『『永遠平和論論評』と知識学——『確実性』をめぐるカントとフィヒテ——』は、『永遠平和のために』にたいするすぐれたコメンタールともなっているフィヒテの論評を取り上げることによって、同時代人の眼を通した、『永遠平和のために』の相対的な評価が試みられている。

フィヒテの「永遠平和論論評」を主題的に取り上げた研究はこれまでほとんどないが、永遠平和の問題をカントの歴史哲学から『人倫の形而上学』に結実する戦争と平和に関連した一連の議論の主要概念になっているとみなす著者は、フィヒテの『自然法の基礎』の直前に書かれた「永遠平和論論評」の考察を通して、それがカントとフィヒテの思想的交錯の接点にあるとともに、二人の哲学体系の基本的な相違となっていることを指摘するのである。

終章では、再度、各章で論述したことがかいつまんで要約され、本論文のもつ意義が言及されている。

### 3 本論文の成果と問題点

本論文の成果は、第一に、今日的視点から、カントの永遠平和論のなかに現代的意義を読み込んだり、個別の論点を取り出してその現代的意義を強調するのではなく、テキストに即して、テキストの包括的・内在的研究に努めるとともに、カントの他の著作のなかに永遠平和と関係する諸言説を渉猟することによって、カントの哲学体系との関連を重視した『永遠平和のために』の読解をおこなったことである。カントの永遠平和論にたいする時論的考察が多いなかで、カントの哲学体系と関連させてテキストを読解しようとしたところに、本論文のオリジナリティがある。

本論文の成果は、第二に、摂理や自然神学にたいする考察をとおして、カントが永遠平和の達成を道徳的義務として重視していたことを浮かび上がらせたことである。自然神学にかんして、カントの立場が微妙に揺れ動くのは、神の存在を理論的には否定しながらも、道徳的に要請しようとしたことと関連していよう。著者は、自然神学の考察を通して、自然＝摂理が道徳への「導きの糸」となっていることを主張することによって、カントにおいては、永遠平和の実現が道徳的義務とみなされていることを明らかにしようとしたのである。

本論文の成果は、第三に、これまでほとんど注目されることのなかったカントの商業精神や交流の概念を取り上げ、それらを訪問権や自制の概念と結びつけた議論を展開したことである。著者は、これらの概念が訪問権と結びついていることを指摘する。カントは他民族や他地域を訪問する権利が他民族や他地域と交流する肯定的意味だけではなく、征服や侵略につながる否定的意味をもっていることを認識していたが、著者は、通商精神、交流が非ヨーロッパ地域にたいするヨーロッパ列強の征服とならないために、第三確定条項において、カントが道徳的に自制の論理を主張したとみなすのである。

問題点として指摘しうるのは、第一に、「9・11事件」後の世界情勢のなかで、改めてカントの永遠平和論が注目されてきた現代的意義がかならずしも十分に解明されているとはいえないことである。著者は、今日的視点から現代的意義を『永遠平和のために』のうちに読み込む時論的な議論を避けたうえで、テキストに内在して『永遠平和のために』の現代的意義を見出そうとしているが、そのような視点から『永遠平和のために』の今日的意義を照射するためには、永遠平和論が執筆された当時の時代状況のなかで『永遠平和のために』がもっていた意味を分析することが不可欠と思われるが、そのような分析を欠いている。

問題点の第二は、本論文が学術誌に掲載した論文を中心に構成されていることもあり、テキストを内在的に読解しようとする著者の意図からすれば、一本太い筋によって読解するという視点

が弱いことである。「『永遠平和論論評』と知識学——『確実性』をめぐるカントとフィヒテ——」の章はそれとしては高く評価できる論文であるが、それが最後の第五章に据えられているのも、論文全体のまとまりという視点からは疑問が残る点である。

これらの問題点はいずれも論文提出者も自覚し、今後の研究課題であると受けとめており、本研究の意義を貶めるものではない。

以上の審査結果から、審査委員一同は、本論文を学位請求論文に相応しい学術的水準をもつものと認め、新川信洋氏に一橋大学博士（学術）の学位を授与することが適当であると判断した。

2009年2月18日

#### 最終試験結果要旨

受験者：新川 信洋

最終試験委員：岩佐 茂、平子友長、藤野 寛

2009年1月28日、学位論文提出者 新川信洋氏の論文について最終試験を行なった。試験においては、提出論文「カントの平和構想——『永遠平和のために』の構造的理解を中心に——」に関する問題点および関連分野について質疑を行い、説明を求めたのに対して、新川氏は適切な説明を以って応えた。

よって審査員一同は、新川信洋氏が学位を授与されるに必要な研究業績および学力を有すると認定し、最終試験の合格を判定した。